

国外での犯罪行為により被害に遭われた方・ご遺族の方へ

国外犯罪被害弔慰金等 支給制度のご案内

警察庁

<http://www.npa.go.jp>

● 国外犯罪被害弔慰金等支給制度とは

この制度は、日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給するものです。

● 支給の対象となり得る方

国外犯罪被害弔慰金（死亡の場合）：被害者の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
（日本国籍を有する方または日本に住所がある方に限ります。）

国外犯罪被害障害見舞金（重障害の場合）：被害者本人
（日本国籍を有する方に限り、国外に永住する方を除きます。）

● 支給額

国外犯罪被害弔慰金：200万円（被害者一人当たりの総額）

国外犯罪被害障害見舞金：100万円

ただし、犯罪被害者にも責めに帰すべき行為があった場合や親族間の犯罪であった場合などには、弔慰金等が支給されないことがあります。

※国から賞しゅつ金等が支給される場合にも支給されないことがあります。

● 弔慰金等支給裁定の申請

日本国内に住所を有する方は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請を行ってください。申請の受付は、各都道府県警察本部で行っています。

なお、日本国外に住所を有する方は、

①住民基本台帳に登録されたことがある場合：日本国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所の所在地を管轄する都道府県の公安委員会

②住民基本台帳に登録されたことがない場合：本籍地を管轄する都道府県の公安委員会に申請を行ってください。また、海外の住所を管轄する領事官を経由して申請を行うこともできます。

国外犯罪被害弔慰金等

国外犯罪被害弔慰金

支給額

200万円

○支給を受けられる方

亡くなられた被害者の第一順位の遺族

○支給を受けられる遺族の範囲と順位

- ①被害者の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- 2 被害者の取入によって生計を維持していた被害者の
②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母
⑥兄弟姉妹
- 3 2に該当しない被害者の
⑦子 ⑧父母 ⑨孫 ⑩祖父母
⑪兄弟姉妹

※ ○内数字は、支給を受けられる遺族の順位です。

※例～亡くなられた被害者に①配偶者及び②子がない場合は、③父母が第一順位となります。

※被害者一人あたり総額200万円で、第一順位遺族が複数人いる場合は均等に分割されます。

国外犯罪被害障害見舞金

支給額

100万円

○支給を受けられる方

障害が残った被害者本人

○「障害」とは

負傷又は疾病が治ったとき（その症状が固定したときを含む。）における身体または精神の障害で、法で定められるもの（労働者災害補償保険制度における障害等級第1級に相当するもの）をいいます。（※）

※国外犯罪被害障害見舞金の対象となる障害

- 1 両眼が失明したもの
- 2 咀嚼（そしゃく）及び言語の機能を廃したものの
- 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの
- 5 両上肢を肘関節以上で失ったもの
- 6 両上肢の用を全廃したもの
- 7 両下肢を膝関節以上で失ったもの
- 8 両下肢の用を全廃したもの
- 9 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が上記と同程度以上と認められるもの

◇対象となる犯罪被害◇

日本国外（日本国外にある日本船舶または日本航空機内は除きます。）において行われた人の生命または身体を害する行為のうち、その行為が日本国内において行われたとした場合に、日本の法令では罪に当たるもの（過失犯、正当行為、正当防衛を除きます。）による死亡または障害をいいます。

◇被害者の資格◇

被害の原因となった犯罪行為が行われた時点で、日本国籍を有する方（日本国外に生活の本拠を有し、その地に永住すると認められる方を除きます。）

◇被害者の遺族の資格◇

被害の原因となった犯罪行為が行われた時点で、日本国籍を有する方または日本国内に住所を有する方

国外犯罪被害弔慰金等の申請・請求の流れ

国外犯罪被害の発生

亡くなられたとき

国外犯罪被害弔慰金の申請・請求

支給裁定申請の手続

国外犯罪被害弔慰金支給裁定申請書

◎申請に必要な書類(例)

- ①亡くなられた方の死亡の事実、年月日を証明できる書類
- ②亡くなられた方の戸籍の謄本
- ③申請者の戸籍の謄本
- ④申請者が第一順位遺族であることを証明できる書類など

申請する人の地元の警察本部又は地元の領事官

都道府県公安委員会

障害が残ったとき

国外犯罪被害障害見舞金の申請・請求

国外犯罪被害障害見舞金の申請・請求

◎申請に必要な書類(例)

- ①障害の部位や状態に関する医師等の診断書
- ②障害を負われた方(申請者)の戸籍の謄本など

※申請に必要な書類の詳細については、都道府県警察本部、在外公館(大使館・総領事館等)にお問い合わせください。

海外申請先

- ①過去に住ことがあつた住所の都道府県公安委員会
- ②過去に一時滞在した都道府県公安委員会

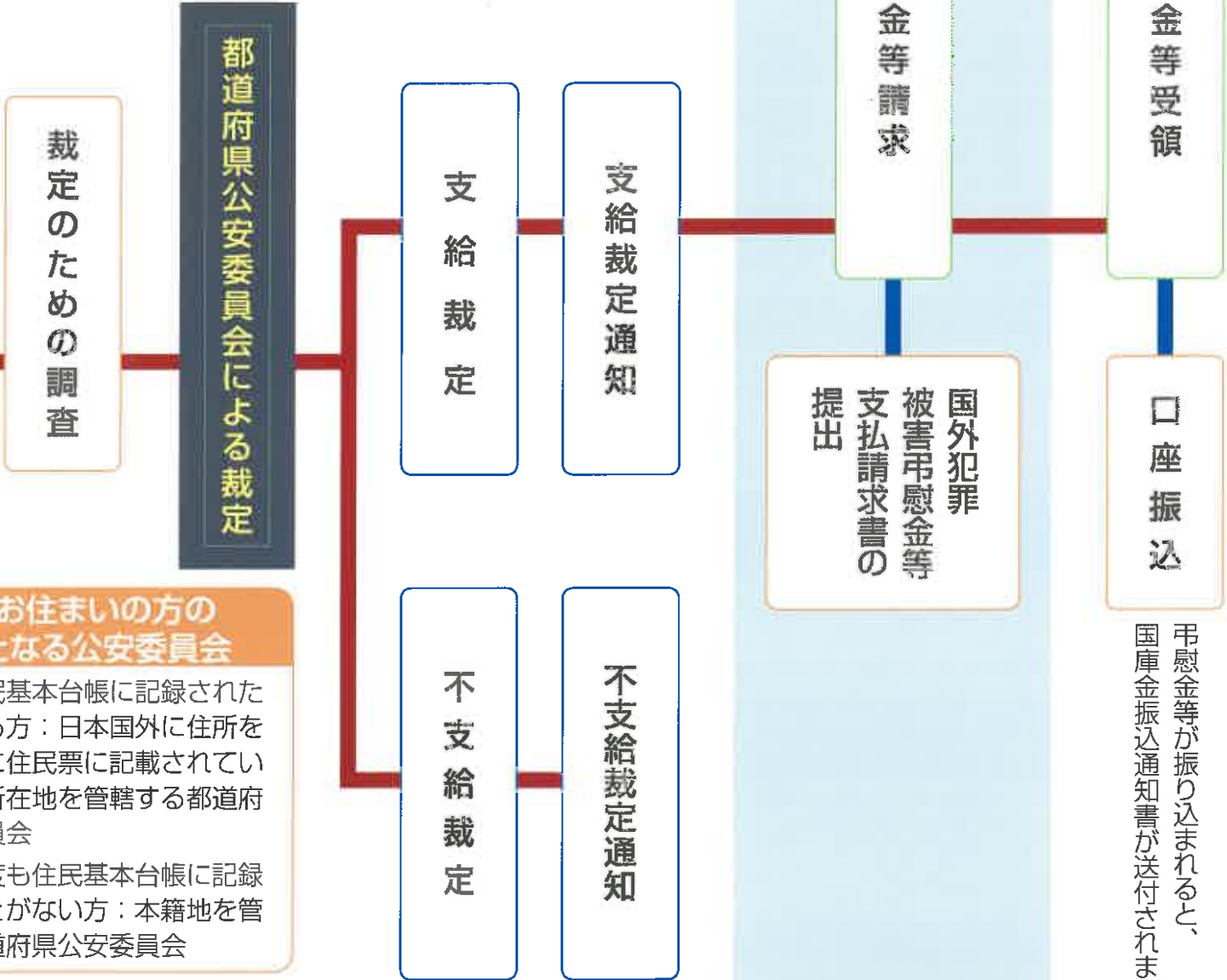
申請の期限

国外犯罪被害弔慰金等の申請は、国外において行われた犯罪行為による死亡もしくは障害の発生を知った日から2年を経過したとき、または死亡もしくは障害が発生した日から7年を経過したときは、することができません。

ただし、加害者に身体の一部を不当に拘束されていたことなどのやむを得ない理由により、この期間内に申請することができなかったときは、その理由のやんだ日から6か月以内に限り、申請をすることができます。

弔慰金等の支給手続

裁定とは
都道府県公安委員会が被害に関する事実関係などを明らかにした上、支給に関する法律上の要件を確認し、弔慰金等を支給するか否かを定める行政行為です。



**にお住まいの方の
となる公安委員会**
住民基本台帳に記録された方：日本国外に住所を前に住民票に記載されている所在地を管轄する都道府県委員会
一度も住民基本台帳に記録ことがない方：本籍地を管都道府県公安委員会

審査請求
裁定内容に不服がある場合は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に国家公安委員会に審査請求をすることができます。

**弔慰金等を受ける
権利の時効**
弔慰金等の支給を受ける権利は、行使できるようになった時から2年間請求を行わないときには、消滅します。

弔慰金等が振り込まれると、
国庫金振込通知書が送付されます。

国外犯罪被害弔慰金等支給制度



Q 弔慰金等の申請はどこで行うのですか。

A 申請者の住所地を管轄する都道府県警察本部で申請をすることができます。
なお、海外にお住まいの方は最寄りの在外公館等でも申請をすることができます。

Q 海外の制度の下で、申請に必要な書類が準備できない場合はどうすればよいですか。

A 申請の際に添付することが必要とされている書類でも、例えば、死亡診断書等一部の書類については、その書類を準備できない理由が記載された書類を提出することで申請が可能です。

Q 国外犯罪行為による被害であれば、どのような場合でも弔慰金等が支給されるのですか。

A 犯罪による被害でも、例えば次のような場合には、弔慰金等が支給されないことがあります。

- 被害者と加害者との間に、夫婦関係や親子関係などがあったとき
- 被害者が犯罪行為を誘発し、または容認したとき
- 被害者が集団的に、または常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき
- 被害者または被害者の遺族と加害者との関係その他の事情から弔慰金等を支給することが社会通念に照らし適切でないと認められるとき。

Q 国外で交通事故によって被害を受けた場合には、弔慰金等は支給されますか。

A この制度は、故意の国外犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故による被害には、弔慰金等は支給されません。
ただし、故意に車両等でひいたことによる被害については弔慰金等の支給対象とされることがあります。

Q 国外で発生した犯罪行為によって傷害を負い、その犯罪行為が原因で帰国後に亡くなった場合、弔慰金は支給されますか。

A 亡くなる原因となった犯罪行為が国外で発生した場合、弔慰金の支給対象となります。

Q 第一順位の遺族が弔慰金の申請をしないこととした場合、次の順位の遺族が弔慰金の申請ができるようになりますか。

A 弔慰金の支給を受けることができるのは、第一順位のご遺族のみとされていますので、第一順位のご遺族が弔慰金の申請をしないこととした場合、他のご遺族が弔慰金の支給を受けられるようになるわけではありません。

Q 長い間国外に住んでいる家族が亡くなったのですが、弔慰金を受給することができますか。

A 被害者（日本国籍をお持ちの方）が海外に永住すると認められる方でなければ、弔慰金の支給対象となります。

Q 亡くなった家族には海外に住んでいる外国籍の妻（夫）がいるのですが、日本国籍を持つ他の家族は弔慰金を受給できますか。

A 第一順位のご遺族の方が日本国籍をお持ちでなく、かつ、日本に住所を有していない場合、他のご遺族が日本国籍をお持ちであっても、弔慰金は支給されません。